



第3部・基本計画

1. 人口と世帯

1. 人口と世帯

平成22年度においては、人口7,600人、世帯数2,800世帯と想定します。

2. 年齢別区分

年齢別人口は、次のように想定します。

	人口(人)	構成比(%)
合 計	7,600	100.0
0～14歳	900	11.9
15～64歳	4,730	62.2
65歳以上	1,970	25.9

3. 産業別就業者数

産業別就業者は、次のように想定します。

	総数(人)	構成比(%)
合 計	4,580	100.0
第1次産業	1,380	30.1
第2次産業	1,200	26.2
第3次産業	2,000	43.7

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の面積は、43.23km²で、八ヶ岳西山麓の緩傾斜地に東西に細長く形成されています。

土地の利用状況は、田・畑26.8%（11.60km²）、住宅地6.9%（3.00km²）、森林・その他66.3%（28.63km²）となっており、近年の利用状況は、宅地及び別荘地などの需要が増加し、農地、森林・その他が減少しています。

当村では、昭和57年に「原村自然環境保全条例」を策定し、環境保全に努めるとともに、第2次原村総合計画において土地利用を3つのゾーンに区分し、土地利用の実態に適合した村づくりの施策を進めてきました。

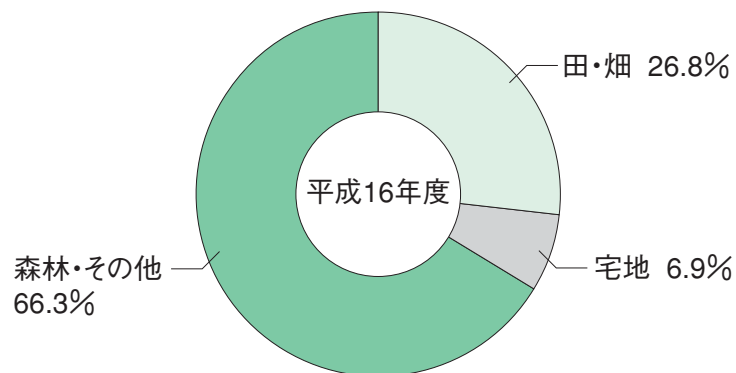
近年になって、長期に涉って行なわれたほ場整備がほぼ完了しましたが、エコーラインの蓼科方面への開通が見込まれ、開発の活発化も予想されることから、今後は、綿密な土地利用計画策定を住民のみなさんの理解と協力のもとに作成するとともに、適正な規制と誘導を進め、均衡のとれた有効利用を図ることが必要であります。

【土地利用の状況】

(単位：km²)

	田・畑	宅地	森林・その他	合計
平成6年度	12.86	2.23	28.14	43.23
平成16年度	11.60	3.00	28.63	43.23

資料：固定資産概要調書より



【施策】

1. 土地利用の3つのゾーニングに基づく村づくりの推進

- グリーンリゾートゾーン（森林保養地帯）
- リビングゾーン（農業生活地帯）
- テクノパークゾーン（産業公園地帯）

2. 用途別土地利用区域の設定

（1）住居用地域

既存集落を中心とした周辺の地域をあてるものとし、新たに誘致される工場などの宿舎用地はその周辺に、土地開発公社、日本勤労者住宅協会などが造成する住宅用地は、公共的施設にできるだけ近い位置に確保するよう努め、まとまりのある住区の形成を図ります。

（2）農業用地域

農業振興地域内の農用地区域とし、需要動向に即応した農作物の供給を果たすため、高付加価値農作物の生産、高生産性農業の向上を図り、経営の安定化がされるよう、優良農用地の確保と整備を図ります。

（3）工業用地域

中央自動車道諏訪南インター上部の地域及びこれに接続する一般県道・払沢富士見線、やつがね、農免道路を経て村道1001号線に至る線以西の地域（農業用地域及び住居用地域を除く）とします。この地域には、流通産業または観光関連産業用地などの混在も、やむを得ないものとします。

（4）商業地域

住居用地域、工場用地域のなかの適地に誘導するものとし、村民の利便に直結し、商業振興の核となる公益的事業の用地は、優先的に確保するものとします。

（5）森林地域

現行の山林・原野の地域とします（他の用途別地域と合わせて指定する地域もある）。森林は、治山・治水、自然を守る保全機能を維持するため、他の用途との調整を行いながら、総合的な整備に努めるとともに森林保護を前提にした有効活用を図るものとします。

（6）保健休養地域

農業振興地域東部境界線以东から広河原及び立場保安林西境界線以西の地域を保健休養地とする。この地域においては、健全な保養・レクリエーション施設が整備

されていることから、自然環境と景観の保全を図るとともに、多面的機能を持つ森林との調整を図りながら、すぐれた自然を背景に住民がいきいきと活動できるよう、自然と調和した観光関係の整備を図るものとします。

3. 環境保全と開発規制

- (1) 八ヶ岳中信高原国定公園及びこれに接続する保安林地域を、自然環境保全地域として開発を禁止します。
- (2) 上記以外の地域は、観光開発行為または宅地開発行為及び地下水について、自然環境保全に関する規制を行います。

4. 土地利用転換の調整

- (1) 農用地の利用転換については、食糧生産の確保、農業経営の安定及び地域農業に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制します。また、宅地の需要については、土地利用の混在などを防止するため、まとまりのある土地を確保し、農用地、宅地など相互の土地利用の調和を図ります。
- (2) 森林の利用転換については、景観や環境保全、森林の持つ水源かん養などの公益的諸機能に配慮し、伐採を必要最小限にとどめます。
- (3) 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲であるため、村勢の動向を見据えながら調整を行ない、村土の保全に努めます。また、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、住民との協議に努めて適切な土地利用を図ります。



土地利用計画図

